

日医発第 398 号（地域）  
令和 5 年 5 月 2 2 日

都道府県医師会 担当理事殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 長 島 公 之

黒 瀬 巖

(公印省略)

医療機能情報提供制度の全国統一的な検索・情報提供サイトへの移行  
に係る医療機関等情報支援システムの新規ユーザ登録申請について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課より本会に対し、「医療機能情報提供制度の全国統一的な検索・情報提供サイトへの移行に係る医療機関等情報支援システムの新規ユーザ登録申請について（依頼）」が発出され、周知方依頼がありました。

令和 6 年度より全国統一的な検索・情報提供システムが開始予定である医療機能情報提供制度については、医療機関からの報告は G-MIS（医療機関等情報支援システム）を活用することとされており、現在、G-MIS でのアカウントの発行作業が進められております。本事務連絡は、このうち、別添で「方法 2」の 34 道府県では、道府県行政より個別医療機関に対して G-MIS の新規ユーザ登録申請の依頼がなされていることについて、全国統一システムへの円滑な移行に向けた適切な対応のために周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

追って、本事務連絡では、従来通りの調査票に記入する形での報告も可能であることが改めて示されておりますこと、また、インターネットに接続する環境がない等の理由により G-MIS 登録が困難な医療機関に対しては、各都道府県の方針を適切に案内し迅速に回答できるよう準備するよう、国から都道府県に別途依頼がなされておりますことにご留意頂きたく存じます。

事務連絡  
令和5年5月18日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機能情報提供制度の全国統一的な検索・情報提供サイトへの移行に係る  
医療機関等情報支援システムの新規ユーザ登録申請について（依頼）

平素から医療機能情報提供制度（以下「本制度」という。）の円滑な運用につきまして、格別のご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本制度は、住民・患者等が病院等の選択を適切に行うために必要な情報を提供することを目的として、平成19年4月から運用を開始しましたが、現状の課題として、都道府県ごとに情報提供サイトの機能や公表方法、公表情報の粒度が異なること等が指摘されています。また、病院等の報告負担の軽減、公表情報の正確性の確保等も求められているところです。

これらの課題への対応として、厚生労働省では、都道府県ごとに個別に運用されているシステムとそのデータを集約して、全国統一的な検索・情報提供サイト（以下「全国統一システム」という。）を構築し、利便性の向上を図ることとしています。また、全国統一システムでは、医療機能情報の報告に係る機能を医療機関等情報支援システム（G-MIS）が担います。G-MISを活用することで、他制度の報告との共通化が可能になり、病院等の報告負担の軽減が期待されます。

全国統一システムの住民・患者等への公開開始は令和6年4月の予定です。これに伴い、本制度に係る病院等からの報告については、令和6年1月以降はG-MISにおいて行っていただく（※1）こととなります。

このため、G-MISでの報告を予定している病院等に対するアカウントの発行作業を現在進めており、別添の「方法2」を選択した都道府県においては、本年4月から管内の病院等に対しG-MISの新規ユーザ登録申請をお願いしている（※2）ところです。

全国統一システムへの円滑な移行に向け、各都道府県の指定する期日までに適切なお対応をお願いしたく、貴会におかれましては、貴会会員等に対する周知等、ご協力をお願いいたします。

（※1）従来通り、調査票に記入する形での報告も可能。一方、全国統一システムへの移行後は一律にG-MISでの報告を求める予定の都道府県もある（各都道府県の方針は確認中）。

なお、インターネットに接続する環境がない等の理由によりユーザ登録することが困難な病院等に対して、各都道府県の方針を適切に案内する、又は問合せがあった場合に迅速に回答できるように準備することを都道府県に求めている（令和5年4月）。

(※2) 既に G-MIS アカウントを持っている医療機関を含め全医療機関が対象。本年 11 月から順次、G-MIS アカウントが G-MIS 事務局から各医療機関に直接通知される予定。既に G-MIS アカウントを持っていた医療機関には、既存の G-MIS アカウントの確認が完了した旨が通知される予定。

以上

## (別添) 病院等及び薬局へのG-MISアカウント発行について

- 方法1 (※) は都道府県が保有するデータをまとめて厚生労働省に渡す (～8月) 方法であり、計13都道府県。方法2が現在、都道府県経由で個別医療機関に対応をお願いしている、G-MISの「新規ユーザ登録申請画面」を用いた方法 (～6月) であり、計34都道府県。

都道府県コード	都道府県名	医療機能情報提供制度	薬局機能情報提供制度
01	北海道	方法2	方法2
02	青森県	方法2	方法2
03	岩手県	方法2	方法2
04	宮城県	方法2	方法1
05	秋田県	方法2	方法2
06	山形県	方法2	方法2
07	福島県	方法2	方法2
08	茨城県	方法1	方法1
09	栃木県	方法1	方法1
10	群馬県	方法2	方法2
11	埼玉県	方法1	方法1
12	千葉県	方法2	方法2
13	東京都	方法1	方法1
14	神奈川県	方法2	方法2
15	新潟県	方法2	方法2
16	富山県	方法1	方法1
17	石川県	方法2	方法2
18	福井県	方法2	方法2
19	山梨県	方法2	方法2
20	長野県	方法2	方法2
21	岐阜県	方法1	方法1
22	静岡県	方法1	方法1
23	愛知県	方法2	方法2

都道府県コード	都道府県名	医療機能情報提供制度	薬局機能情報提供制度
24	三重県	方法2	方法2
25	滋賀県	方法2	方法2
26	京都府	方法1	方法2
27	大阪府	方法2	方法2
28	兵庫県	方法2	方法2
29	奈良県	方法2	方法2
30	和歌山県	方法2	方法2
31	鳥取県	方法2	方法2
32	島根県	方法2	方法2
33	岡山県	方法1	方法1
34	広島県	方法2	方法2
35	山口県	方法2	方法2
36	徳島県	方法2	方法2
37	香川県	方法1	方法1
38	愛媛県	方法1	方法1
39	高知県	方法2	方法2
40	福岡県	方法2	方法2
41	佐賀県	方法2	方法2
42	長崎県	方法1	方法2
43	熊本県	方法2	方法2
44	大分県	方法1	方法1
45	宮崎県	方法2	方法1
46	鹿児島県	方法2	方法2
47	沖縄県	方法2	方法2

※各医療機関の担当者のメールアドレス等、G-MISアカウントの発行に必要な情報を既に都道府県が有している場合は、[方法1の選択が可能。](#)

# 病院等及び薬局へのG-MISアカウント発行について

## ○方法1（都道府県が現行システムからデータを移行する方法）、方法2（G-MISの「新規ユーザ登録申請画面」を用いる方法）のスケジュール

